

(1)基本規程

①北里大学大学院学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(教育研究上の目的の公表等)

第2条 本大学院は、研究科(学府を含む。以下同じ。)又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

2 前項の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は別表1のとおりとする。

(自己点検・評価)

第3条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究等の活動状況について自主的に自己点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 自己点検・評価の実施体制、実施方法、項目、結果の活用等については別に定める。

(課 程)

第4条 本大学院における課程は、修士課程及び博士課程とする。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

4 博士課程(薬学研究科薬学専攻博士課程及び獣医学系研究科獣医学専攻博士課程並びに医療系研究科博士課程を除く。)は、これを前期2年(これを博士前期課程という。)及び後期3年(これを博士後期課程という。)の課程に区分し、前期2年の課程はこれを修士課程として取り扱うものとする。

(標準修業年限及び在学年限)

第5条 修士課程及び博士課程の標準修業年限は次による。

(1) 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

(2) 博士課程の標準修業年限は、5年とする。

ただし、薬学研究科薬学専攻博士課程及び獣医学系研究科獣医学専攻博士課程並びに医療系研究科博士課程の標準修業年限は、4年とする。

2 修士課程及び博士課程の在学年限は、標準修業年限の2倍を超えることができない。

ただし、転入学、再入学の場合には、在学すべき年数の2倍を超えることができないものとする。

(構 成)

第6条 本大学院に次の研究科及び学府を置き専攻を設ける。

研究科・学府	専 攻	課 程 の 種 類
薬 学 研 究 科	薬 学 専 攻	博 士 課 程
	薬 科 学 専 攻	
獣 医 学 系 研 究 科	獣 医 学 専 攻	博 士 課 程
	動 物 資 源 科 学 専 攻	
	生 物 環 境 科 学 専 攻	修 士 課 程
海 洋 生 命 科 学 研 究 科	海 洋 生 命 科 学 専 攻	博 士 課 程
看 護 学 研 究 科	看 護 学 専 攻	博 士 課 程
理 学 研 究 科	分 子 科 学 専 攻	博 士 課 程
	生 物 科 学 専 攻	
医 療 系 研 究 科	医 科 学 専 攻	修 士 課 程
	医 学 専 攻	博 士 課 程
感 染 制 御 科 学 府	感 染 制 御 科 学 専 攻	博 士 課 程

2 学府は、学校教育法第 100 条に定める「研究科以外の教育研究上の基本となる組織」によるところの教育組織とする。研究組織は大村智記念研究所に置く。

(入学定員及び収容定員)

第 7 条 学生の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科・学府	専攻	修士課程		博士課程及び博士後期課程		収容定員合計
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
薬学研究科	薬学専攻			3名	12名	12名
	薬科学専攻	25名	50名	6名	18名	68名
	計	25名	50名	9名	30名	80名
獣医学系研究科	獣医学専攻			3名	12名	12名
	動物資源科学専攻	5名	10名	3名	9名	19名
	生物環境科学専攻	5名	10名			10名
	計	10名	20名	6名	21名	41名
海洋生命科学研究科	海洋生命科学専攻	21名	42名	3名	9名	51名
	計	21名	42名	3名	9名	51名
看護学研究科	看護学専攻	15名	30名	4名	12名	42名
	計	15名	30名	4名	12名	42名
理学研究科	分子科学専攻	14名	28名	2名	6名	34名
	生物科学専攻	11名	22名	3名	9名	31名
	計	25名	50名	5名	15名	65名
医療系研究科	医科学専攻	40名	80名			80名
	医学専攻			40名	160名	160名
	計	40名	80名	40名	160名	240名
感染制御科学府	感染制御科学専攻	18名	36名	4名	12名	48名
	計	18名	36名	4名	12名	48名
合計		154名	308名	71名	259名	567名

第 2 章 教員組織

(教員)

第 8 条 本大学院における授業科目の授業は、本大学の専任教授又は専任准教授のなかから選定された者がこれにあたる。

ただし、特別の事情がある場合は、本大学の専任講師又は専任助教をもってこれにあてることができる。

2 本大学院は、教育上有益と認めるときは、本大学附属施設の専任職員に授業科目の授業を担当させることができる。

3 本大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は他の研究所等の教員等に授業科目の授業を担当させることができる。

(研究指導)

第 9 条 専攻の主科目を担当する教授を研究指導教授、准教授を研究指導准教授とし、本大学院における学生の学位论文の作成等に対する研究指導にあたる。

ただし、特別の事情がある場合は、本大学の専任講師をもってこれにあてることができる。

2 本大学院は、教育上有益と認めるときは、次の者に研究指導を担当させることができる。

- (1) 本大学附属施設の専任職員
- (2) 客員教授、客員准教授

第 3 章 運営組織

(大学院委員会)

第 10 条 本大学院に大学院委員会を置く。

2 大学院委員会は、学長、副学長、研究科長、学府長、学長補佐、病院長、大学図書館長、学生指導委員会委員長、健康管理センター長をもって構成する。

3 大学院委員会は学長が招集し、議長となる。

4 大学院委員会は次の事項を協議する。

- (1) 教育研究の基本方針及び学事計画に関する事項

- (2) 研究科、学府、課程、専攻、附属施設等の設置、改廃に関する事項
 - (3) 学則及び学事規程に関する事項
 - (4) 教育研究組織に関する事項
 - (5) 教員人事に関する事項
 - (6) 教育課程に関する事項
 - (7) 研究に関する事項
 - (8) 大学院学生に関する事項
 - (9) 学位に関する事項
 - (10) その他大学院全般にわたる学事に関する重要事項
- 5 大学院委員会に関する規程は別に定める。
(研究科長、学府長)
- 第 11 条 研究科に研究科長を、学府に学府長を置く。
- 2 研究科長は、当該研究科に基礎となる学部があるときはその学部長をもってあてる。基礎となる学部が複数
数のときは研究科委員会構成員の互選により定める。
- 3 学府長は、大村智記念研究所長をもってあてる。
(専攻主任)
- 第 12 条 専攻に専攻主任を置くことができる。
- 2 専攻主任は、第 8 条第 1 項に定める授業科目の授業を担当する専攻ごとの教員の互選に基づき、研究科長
(学府長を含む。以下同じ。)が委嘱する。
- 3 専攻主任は研究科長を補佐する。
(研究科委員会、学府教授会)
- 第 13 条 研究科に研究科委員会を、学府に学府教授会を置く。
- 2 研究科委員会(学府教授会を含む。以下同じ。)は、第 9 条に定める研究指導教授をもって構成する。
ただし、必要あるときは、第 8 条第 1 項に定める授業科目の授業を担当する教員を加えることができる。
- 3 研究科委員会は研究科長が招集し、議長となる。
- 4 研究科委員会は、構成員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。
- 5 研究科委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 研究科委員会は教育研究に関する次の各号に掲げる事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、委員会の意見を聴くことが必要なもの
として学長が定めるもの(学長裁定)

第 4 章 教育課程

(授業及び研究指導)

- 第 14 条 本大学院における教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。
- 2 授業の方法については、北里大学学則第 16 条(授業の方法)の規定を準用する。
- 3 研究指導は、第 9 条に定める研究指導教授又は研究指導准教授がこれにあたる。
- 4 薬学研究科薬科学専攻博士後期課程・薬学専攻博士課程、看護学研究科看護学専攻修士課程、医療系研究
科医科学専攻修士課程・医学専攻博士課程においては、大学院設置基準第 14 条(教育方法の特例)の規定
に基づき、授業又は研究指導を行う。
(授業科目及び履修方法)
- 第 15 条 研究科における授業科目及び単位並びに履修方法は別表 2 のとおりとし、必要な事項については別に
定める。
(一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準)

- 第 16 条 本大学院が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用に
より行う場合の単位数を計算するにあたっては、その組み合わせに応じ、北里大学学則第 14 条(単位)の

規定を準用し1単位とする。

(成績評価基準等の明示等)

第17条 本大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示する。

2 本大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定にあたっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示する。

3 成績評価基準については、研究科において別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第18条 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

2 前項の組織的な研修及び研究に関し、必要な事項は研究科において別に定める。

(履修科目の選定及び申告)

第19条 学生は、研究指導教授又は研究指導准教授の指導を受けて履修しようとする授業科目を選定し、研究指導教授又は研究指導准教授の承認を経て所定の期日までに申告しなければならない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第20条 学生が職業を有している等の事情により、第5条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、研究科の定めるところによりその計画的な履修を認めることができる。

(本大学院の他研究科他専攻の授業科目の履修)

第21条 研究科は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院の他研究科他専攻の授業科目を履修することを認めることができる。

(他の大学院の授業科目の履修)

第22条 研究科は、教育上有益と認めるときは、他の大学院とあらかじめ協議のうえ、学生が当該他の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、前条に規定する授業科目の履修により修得した単位数と合わせて15単位を超えない範囲で本大学院研究科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

ただし、第27条に定める入学前の既修得単位の認定により、本大学院の授業科目の履修により修得したものとしてみなした単位数と合わせて、20単位を超えないものとする。

3 前2項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育施設における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(本大学院の他研究科他専攻における研究指導)

第23条 研究科は、教育上有益と認めるときは、本大学院の他の研究科又は専攻とあらかじめ協議のうえ、学生が当該他の研究科又は専攻において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

ただし、修士課程の学生については認めるときは、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第24条 研究科は、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等とあらかじめ協議のうえ、学生が当該他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

ただし、修士課程の学生については認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の規定は、学生が外国の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けようとする場合に準用する。

(単位の認定)

第25条 授業科目を履修し当該授業科目の試験に合格した者には、研究科の定めるところにより所定の単位を与える。

(試験及び成績の評価)

第 26 条 履修した授業科目の試験は所定の期間内に行う。

ただし、平常の成績をもって試験の成績に代えることがある。

2 試験の成績は優・良・可・不可の 4 種をもって表し、優・良・可を合格とし、不可を不合格とする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 27 条 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生により修得した単位を含む。)を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、15 単位を超えないものとする。

ただし、第 22 条に定める他の大学院の授業科目の履修により、本大学院研究科の授業科目の履修により修得したものとしてみなした単位数と合わせて、20 単位を超えないものとする。

(教員の免許状の所要資格の取得)

第 28 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、別表 2 の授業科目のなかから教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の定めに従い、24 単位以上を修得しなければならない。

2 本大学院の研究科の専攻において、当該所要資格を取得できる教員免許状の種類は、次のとおりとする。

獣医学系研究科	{	動物資源科学専攻修士課程	{	中学校教諭専修免許状(理科)
				高等学校教諭専修免許状(理科)
		生物環境科学専攻修士課程		高等学校教諭専修免許状(農業)
海洋生命科学研究科		海洋生命科学専攻修士課程	{	中学校教諭専修免許状(理科)
				高等学校教諭専修免許状(理科)
理学研究科	{	分子科学専攻修士課程	{	中学校教諭専修免許状(理科)
				高等学校教諭専修免許状(理科)
		生物学専攻修士課程	{	中学校教諭専修免許状(理科)
				高等学校教諭専修免許状(理科)
感染制御科学府		感染制御科学専攻修士課程	{	中学校教諭専修免許状(理科)
				高等学校教諭専修免許状(理科)

第 5 章 課程の修了要件及び学位

(修士課程の修了要件)

第 29 条 本大学院修士課程の修了要件は、当該研究科修士課程に 2 年(転入学、再入学の場合は在学すべき年数。)以上在学し、別表 2 に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、当該研究科の目的に応じ、当該研究科の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。

ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 第 27 条に定める入学前の既修得単位の認定を行った場合であって、当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で在学したものとみなすことができる。

ただし、修士課程には少なくとも 1 年以上在学するものとする。

(博士課程の修了要件)

第 30 条 本大学院博士課程(薬学研究科薬学専攻博士課程、獣医学系研究科獣医学専攻博士課程及び医療系研究科博士課程を除く。)の修了要件は、当該研究科博士課程に 5 年(修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。)以上在学し、別表 2 に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、当該研究科の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 薬学研究科薬学専攻博士課程、獣医学系研究科獣医学専攻博士課程及び医療系研究科医学専攻博士課程の修了要件は、当該研究科博士課程に4年以上在学し、別表2に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、当該研究科の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則第156条の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、当該研究科博士課程に3年以上在学し、別表2に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、当該研究科の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

4 第1項及び第2項に定める在学期間については、転入学、再入学の場合、在学すべき年数に読み替えるものとする。

5 薬学研究科薬学専攻博士課程、獣医学系研究科獣医学専攻博士課程及び医療系研究科医学専攻博士課程においては、第27条に定める入学前の既修得単位の認定を行った場合であつて、当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で在学したものとみなすことができる。

（最終試験）

第31条 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ学位論文の審査に合格した者について行う。

2 最終試験に関し、必要な事項は研究科において別に定める。

（学位論文の審査等）

第32条 学位論文の審査その他学位に関する必要な事項は、別に定める北里大学学位規程による。

（学位の授与）

第33条 修士課程及び博士課程を修了した者には、次の区分に従い学位を授与する。

(1) 修士課程

薬学研究科	修士（薬科学）、修士（臨床統計学）又は修士（医薬開発学）
獣医学系研究科	修士（農学）
海洋生命科学研究科	修士（水産学）
看護学研究科	修士（看護学）
理学研究科	修士（理学）又は修士（生命科学）
医療系研究科	修士（医科学）又は修士（医療科学）
感染制御科学府	修士（感染制御科学）又は修士（生命科学）

(2) 博士課程

薬学研究科	{ 博士（薬学） 博士（薬科学）、博士（臨床統計学）又は博士（医薬開発学）
獣医学系研究科	{ 博士（獣医学） 博士（農学）
海洋生命科学研究科	博士（水産学）
看護学研究科	博士（看護学）
理学研究科	博士（理学）又は博士（生命科学）
医療系研究科	博士（医学）又は博士（医科学）
感染制御科学府	博士（感染制御科学）又は博士（生命科学）

第6章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第34条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学 期)

第35条 学年は、これを次の2学期に区分する。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から3月31日まで

(休 業 日)

第36条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 開校記念日（4月20日）
- (4) 北里研究所創立記念日（11月5日）
- (5) 春期休業日（3月21日から4月5日まで）
- (6) 夏期休業日（7月21日から8月31日まで）
- (7) 冬期休業日（12月21日から1月5日まで）

2 学長は、必要により休業日を変更し、若しくは臨時に休業し、又は休業日に実習見学などを行うことができる。

第7章 入学、転入学、再入学、転学、休学、復学、留学、退学、除籍及び賞罰

(入学の時期)

第37条 入学の時期は、学年の初めとする。

ただし、学長は、必要により学年の途中においても、学生を入学させ及び修了させることができる。

(入学資格)

第38条 本大学院の研究科に入学できる者は、次の各号の項目の一に該当し、本大学院研究科の課程の検定に合格した者とする。

(1) 修士課程

イ 大学を卒業した者

ロ 学校教育法第104条第7項の規定により、大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者

ハ 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

ニ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

ホ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

ヘ 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が三年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

ト 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

チ 大学院の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として文部科学大臣の指定した者（昭和28年2月7日文部省告示第5号 改正 平成16年12月15日文部科学省告示第172号）

リ 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする

- 本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- ヌ 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者
- ル 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- ヲ その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(2) 博士後期課程

- イ 修士の学位又は専門職学位（学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。）を有する者
- ロ 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- ハ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- ニ 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- ホ 大学院の入学に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者として文部科学大臣の指定した者（平成元年9月1日文部省告示第118号 改正 平成13年3月30日文部科学省告示第55号）
 - ① 大学を卒業し、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、本大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
 - ② 外国において学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、本大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- ヘ 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者
- ト その他本大学院において、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(3) 薬学研究科薬学専攻博士課程、獣医学系研究科獣医学専攻博士課程及び医療系研究科博士課程

- イ 大学における修業年限6年の獣医学を履修する課程を卒業した者
- ロ 大学における医学、歯学又は薬学（薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする修業年限6年の課程に限る。以下この条において同じ。）を履修する課程を卒業した者
- ハ 外国において、学校教育における18年の課程（最終課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
- ニ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
- ホ 我が国において、外国の大学院（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- ヘ 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が五年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- ト 医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する博士課程の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として文部科学大臣の指定した者（昭和30年4月8日文部省告示第39号 改正 平成16年12月15日文部省告示第173号）

①旧大学令による大学の医学又は歯学の学部において医学又は歯学を履修し、これらの学部を卒業した者

②防衛省設置法による防衛医科大学校を卒業した者

③修士課程又は学校教育法第99条第2項の専門職大学院を修了した者及び修士の学位の授与を受けることのできる者並びに前期2年及び後期3年の課程の区分を設けない博士課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者で、本大学院において、大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

④大学（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を除く。）を卒業し、又は外国において学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、本大学院において、当該研究の成果等により、大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

チ 学校教育法第102条第2項の規定により大学院（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る）に入学した者であって、当該者をその後に入學させる本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者

リ 本大学院において、個別の入學資格審査により、大学における修業年限6年の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者

ヌ 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学（以下「医学等」という。）を履修する課程に4年以上在学し、又は外国において学校教育における医学等を履修する課程を含む16年の課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者

ル その他本大学院において、大学における修業年限6年の獣医学、医学、歯学又は薬学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

（入學の出願）

第39条 入學を志願する者は、研究科が指定する期間内に、別表3の1に定める入學検定料を添えて所定の書類を提出しなければならない。

（入學の検定）

第40条 入學志願者に対しては、学力、健康、その他について検定試験を行う。

2 学力の検定は外国語及び専門科目について行い、その方法は、研究科においてその都度定める。

（入學手続き及び入學の許可）

第41条 検定試験に合格した者は、所定の期日までに第54条に定める入學金、授業料、施設設備費（以下「学費」という。）に所定の書類を添えて、入學手続きを完了しなければならない。

2 学長は、入學手続きを完了した者につき入學を許可する。

3 前2項の規定は転入學、再入學の場合にも適用する。

（転入學）

第42条 他の大学院の學生が、当該大学長の許可を得て本大学院に転入學を願ひ出たときは、定員に余裕のある場合に限り、選考のうえ相当年次に入學を許可することがある。

2 転入學に関する規程は別に定める。

（再入學）

第43条 本大学院を退學した者又は除籍された者（第50条第3号乃至第6号の除籍者及び第52条の懲戒退學者を除く。）が再入學を願ひ出たときは、定員に余裕のある場合に限り、選考のうえ相当年次に入學を許可することがある。

（転學）

第44条 本大学院から他の大学院へ転學を希望する者は、その事由を具して学長に願ひ出て、許可を受けなければならない。

（休學）

第45条 病氣その他やむを得ない事由により、引き続き2ヵ月以上就學することができない者は、休學願に保証人連署のうえ学長に願ひ出て、許可を受けなければならない。

ただし、疾病の場合は、医師の診断書を添付するものとする。

2 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に他の大学院において修得した単位を、10 単位を超えない範囲で修了に必要な単位として認定することができる。

3 外国人留学生で出身国における兵役等に就く必要があることによる休学（以下、「兵役等による休学」という。）を希望する場合は、兵役等に就く事実及び期間を確認できる書類を休学願に添付するものとする。

（休学期間）

第 46 条 休学の期間は、1 年度を超えることができない。

ただし、特別な事由があるときは、許可を得て、更に 1 年度以内に限り休学することができる。

2 休学の期間は、通算して 2 年を超えることができない。

3 休学の期間は、在学期間に算入しない。

4 削除

5 兵役等による休学の場合は、第 1 項に定める休学の期間を適用しない。また、その期間は、第 2 項に定める休学の通算年数に算入しない。

（復 学）

第 47 条 休学者が復学しようとするときは、復学願に保証人連署のうえ学長に願い出て、許可を受けなければならない。

ただし、休学の事由が疾病の場合は、校医又は医師の診断書を添付するものとする。

2 復学する者は、休学期間中でもその事由が終ったときは願い出て復学することができる。

（留 学）

第 48 条 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が休学することなく外国の大学院に留学することを認めることができる。

2 留学の期間は修士課程については 1 年を超えないものとする。

3 留学の期間は、1 年間に限り在学年数に算入する。

ただし、薬学研究科薬学専攻博士課程及び獣医学系研究科獣医学専攻博士課程並びに医療系研究科博士課程については、2 年間に上限として在学年数に算入することができる。

4 留学中に修得した授業科目の単位は、10 単位を超えない範囲で修了に必要な単位として認定することができる。

5 留学に関する規程は別に定める。

（退 学）

第 49 条 退学しようとする者は、退学願にその事由を具して、保証人連署のうえ学長に願い出て、許可を受けなければならない。

（除 籍）

第 50 条 次の各号の一に該当する者は、学長がこれを除籍する。

- (1) 正当な事由がなく所定の期日までに学費を納めない者
- (2) 休学期間満了後、10 日以内に何等の手続きをしない者
- (3) 2 ヶ月以上も何等の手続きをしないで引き続き欠席した者
- (4) 第 5 条第 2 項に定める在学年限を超えた者
- (5) 第 46 条に定める休学期間を超えた者
- (6) 死亡が確認された者

（表 彰）

第 51 条 人物及び学業が特に優秀な者は、研究科委員会の議を経て学長がこれを表彰することがある。

（懲 戒）

第 52 条 本大学院の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為をした者は、研究科委員会の議を経て学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は、譴責、謹慎、停学及び退学の処分とし、次の各号の一に該当する場合は、懲戒退学の処分とする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由なくして出席常でない者

(4) 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第8章 学 費

(入学検定料)

第53条 入学検定料は別表3の1のとおりとする。

(学 費)

第54条 学費は別表3の1に示す入学金、授業料、施設設備費のとおりとする。

2 いったん納入した学費は、別に定める場合を除き、一切返還しない。

3 学費は、社会情勢により、次の年度に進むとき変更することがある。

(納入期日)

第55条 学費は毎年前期は4月30日までに、後期は10月31日までに所定の額を納入するものとする。

2 学費納入に関する規程は別に定める。

(休学期間中の在籍料)

第56条 休学期間中は、休学期間に応じ、授業料、施設設備費を免除し、在籍料を徴収する。この取り扱いは別に定める。

第9章 外国人学生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生及び研究生

(外国人学生)

第57条 第38条に定める入学資格を有する外国人で、本大学院に入学を志願する者があるときは、外務省在外公館又は本邦所在の外国公館の証明のある者に対し、第39条の定めにかかわらず、選考のうえ入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第58条 本大学院は、本大学院の学生以外の者で第38条に該当する者が本大学院の授業科目の一又は複数の科目の履修を願い出たときは、正規の学生の学修に支障のない限り、研究科委員会の議を経て、科目等履修生としてこれを許可することができる。

2 科目等履修生は、別表3の2に示す審査料及び学費を所定の期日までに納入しなければならない。

3 科目等履修生に対する単位の授与については、第25条の規定を準用する。又、願い出があったときは単位修得証明書を交付する。

4 科目等履修生として在学した年数は、第5条第1項に規定する修業年限に換算することはできない。

(特別聴講学生)

第59条 本大学院と学術交流協定のある大学院の学生で、本大学院の授業科目の履修を希望する者は、正規の学生の学修に支障のない限り、研究科委員会の議を経て、特別聴講学生としてこれを許可することができる。

(特別研究学生)

第60条 本大学院と学術交流協定のある大学院の学生で、本大学院の研究指導を受けることを希望する者は、正規の学生の学修に支障のない限り、研究科委員会の議を経て、特別研究学生としてこれを許可することができる。

(研 究 生)

第61条 修士の学位を授与された者、又はこれと同等以上の研究能力を有すると認められた者で、本大学院において研究を行うことを希望する者があるときは、学生の指導及び研究に支障のない限り、選考のうえ研究生として在学を許可することができる。

2 研究生の在学期間は1年とする。

ただし、研究生が引き続き在学を願い出たときは、在学期間の延長を許可することがある。

3 研究生は別に定めるもののほか、この学則に準じて取り扱う。

(外国人学生、科目等履修生及び研究生の学費等)

第62条 外国人学生、科目等履修生及び研究生の学費等については、別表3の2に定めるとおりとする。

第10章 補 則

(細 則)

第63条 この学則の実施に際し、必要な事項については細則を定める。

第11章 雑 則

(研修の機会等)

第64条 本大学院は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、所属職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第18条に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

2 前項の研修に関し、必要な事項は別に定める。

(教員と事務職員等の連携及び協働)

第65条 本大学院は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。

附則

1 この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

2 第54条（学費）については、昭和55年度入学者から適用する。

附則

1 この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

2 第54条（学費）については、昭和56年度入学者から適用する。

附則

1 この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

2 第54条（学費）については、昭和57年度入学者から適用する。

3 第7条（入学定員及び収容定員）については、昭和57年度から適用する。

附則

1 この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

2 第54条（学費）については、昭和58年度入学者から適用する。

附則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附則

1 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

2 第7条（入学定員及び収容定員）に掲げる獣医学系研究科生物環境科学専攻修士課程の収容定員の学年進行については、次のとおりとする。

研究科	専 攻	修 士 課 程	
		62年度	63年度
獣医学系研究科	生物環境科学専攻	5名	10名

3 第54条（学費）については、昭和62年度入学者から適用する。

附則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成元年4月1日から施行する。

2 第54条（学費）については、平成元年度入学者から適用する。

附則

1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。

2 第7条（入学定員及び収容定員）に掲げる看護学研究科看護学専攻修士課程及び獣医学系研究科獣医学専

攻博士課程の収容定員の学年進行については、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程	
		2年度	3年度
看護学研究科	看護学専攻	10名	20名

研究科	専攻	博士課程			
		2年度	3年度	4年度	5年度
獣医学系研究科	獣医学専攻	3名	6名	9名	12名

3 第54条（学費）については、平成2年度入学者から適用する。

ただし、授業料、施設設備費、実験実習費については、平成元年度在学者にも適用する。

附則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附則

第33条（学位の授与）については、平成3年7月1日から、第54条（学費）、第62条（外国人学生、科目等履修生及び研究生の学費等）については、平成3年10月1日から適用する。

附則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。

2 第54条（学費）に定める別表3の1の看護学研究科施設設備費については、平成8年度入学者から適用する。

附則

1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。

2 第7条（入学定員及び収容定員）に掲げる看護学研究科看護学専攻博士後期課程の収容定員の学年進行については、次のとおりとする。

研究科	専攻	博士課程及び博士後期課程		
		9年度	10年度	11年度
看護学研究科	看護学専攻	4名	8名	12名

3 第53条（入学検定料）に定める別表3の1の看護学研究科博士課程入学検定料及び第54条（学費）に定める別表3の1の薬学研究科修士課程・博士課程実験実習費、看護学研究科修士課程・博士課程入学金ほかの学費については、平成9年度入学者から適用する。

4 第62条（外国人学生、科目等履修生及び研究生の学費等）に定める別表3の2は、平成9年度科目等履修生から適用する。

附則

1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。

2 第7条（入学定員及び収容定員）に掲げる理学研究科及び医療系研究科の収容定員の学年進行については、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程		博士課程及び博士後期課程			
		10年度	11年度	10年度	11年度	12年度	13年度
理学研究科	分子科学専攻	21名	42名	7名	14名	21名	
	生物科学専攻	17名	34名	7名	14名	21名	
	計	38名	76名	14名	28名	42名	
医療系研究科	医科学専攻	40名	80名				
	医学専攻			40名	80名	120名	160名
	計	40名	80名	40名	80名	120名	160名

3 平成10年度より衛生学研究科修士課程及び医学研究科博士課程の学生募集を停止する。

4 第54条（学費）に定める別表3の1については、平成10年度入学者から適用する。

附則

- この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 7 条（入学定員及び収容定員）に掲げる看護学研究科看護学専攻修士課程の収容定員の学年進行については、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程	
		11年度	12年度
看護学研究科	看護学専攻	25名	30名

- 平成 11 年 3 月 31 日衛生学研究科衛生学専攻修士課程の高等学校教諭専修免許状課程の終了にともない、第 28 条（教員の免許状の所要資格の取得）から衛生学研究科衛生学専攻修士課程の関係条項を削除する。
- 第 54 条（学費）に定める別表 3 の 1 の薬学研究科修士課程・博士課程、看護学研究科修士課程の学費については、平成 11 年度入学者から適用する。

附則

- この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 7 条（入学定員及び収容定員）に掲げる海洋生命科学研究所海洋生命科学専攻修士課程及び博士後期課程の収容定員の学年進行については、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程		博士後期課程		
		12年度	13年度	12年度	13年度	14年度
海洋生命科学 研究科	海洋生命科学専攻	9名	18名	3名	6名	9名
	計	9名	18名	3名	6名	9名

- 平成 12 年度より水産学研究科水産学専攻修士課程及び博士後期課程の学生募集を停止する。
- 平成 12 年度より衛生学研究科保健学専攻博士後期課程の学生募集を停止する。
- 第 62 条（外国人学生、科目等履修生及び研究生の学費等）に定める別表 3 の 2 については、平成 12 年度科目等履修生から適用する。

附則

- この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 13 年 5 月 29 日をもって衛生学研究科を廃止する。
- 衛生学研究科の廃止にともない、第 6 条（構成）、第 7 条（入学定員及び収容定員）、第 15 条（授業科目及び履修方法）に定める別表 2、第 33 条（学位の授与）、第 39 条（入学の出願）、第 53 条（入学検定料）、第 54 条（学費）に定める別表 3 の 1、第 58 条（科目等履修生）、第 62 条（外国人学生、科目等履修生及び研究生の学費等）に定める別表 3 の 2、平成 10 年 4 月 1 日施行の附則第 4 項、平成 12 年 4 月 1 日施行の附則第 6 項から衛生学研究科関係条項を削除する。
- 第 21 条（本大学院の他研究科他専攻の授業科目の履修）、第 22 条（他の大学院の授業科目の履修）第 2 項、第 23 条（本大学院の他研究科他専攻における研究指導）については、薬学研究科、獣医学系研究科、海洋生命科学研究所、看護学研究科、理学研究科、医療系研究科の平成 13 年度入学者及び在学者から適用する。
- 第 54 条（学費）乃至第 56 条（休学期間中の学費）については、平成 13 年度入学者及び在学者から適用する。
- 第 62 条（外国人学生、科目等履修生及び研究生の学費等）に定める別表 3 の 2 第 3 項を削除し、これに係わる各年の附則の該当箇所を削除する。

附則

- この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 7 条（入学定員及び収容定員）に掲げる感染制御科学府の収容定員の学年進行については、次のとおりとする。

研究科・学府	専攻	修士課程	
		14年度	15年度
感染制御科学府	感染制御科学専攻	6名	12名

- 第 54 条（学費）に定める別表 3 の 1 の薬学研究科修士課程・博士課程の学費については、平成 14 年度入学者から適用する。

- 4 平成 14 年 3 月 31 日薬学研究科薬学専攻修士課程及び水産学研究科水産学専攻修士課程の高等学校教諭専修免許状課程の終了にともない、第 28 条（教員の免許状の所要資格の取得）から薬学研究科薬学専攻修士課程及び水産学研究科水産学専攻修士課程の関係条項を削除する。
- 5 平成 14 年 5 月 29 日をもって医学研究科を廃止する。
- 6 医学研究科の廃止にともない、第 4 条（課程）、第 5 条（標準修業年限及び在学年限）、第 6 条（構成）、第 7 条（入学定員及び収容定員）、第 15 条（授業科目及び履修方法）に定める別表 2、第 30 条（博士課程の修了要件）、第 33 条（学位の授与）、第 38 条（入学資格）、第 39 条（入学の出願）、第 53 条（入学検定料）、第 54 条（学費）に定める別表 3 の 1、第 58 条（科目等履修生）、第 62 条（外国人学生、科目等履修生及び研究生の学費等）に定める別表 3 の 2、昭和 55 年 4 月 1 日施行の附則第 2 項、平成 10 年 4 月 1 日施行の附則第 4 項から医学研究科関係条項を削除する。

附則

- 1 この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 15 年 3 月 31 日をもって水産学研究科水産学専攻博士課程を廃止する。
- 3 水産学研究科水産学専攻博士課程の廃止にともない、第 6 条（構成）、第 7 条（入学定員及び収容定員）、第 15 条（授業科目及び履修方法）に定める別表 2、昭和 55 年 4 月 1 日施行の附則第 2 項、平成 12 年 4 月 1 日施行の附則第 4 項から水産学研究科水産学専攻博士課程関係条項を削除する。
- 4 平成 15 年 4 月 1 日をもって獣医学系研究科畜産学専攻の専攻名称を動物資源科学専攻に、畜産土木工学専攻の専攻名称を生物環境科学専攻に変更する。
ただし、獣医学系研究科畜産学専攻博士課程及び畜産土木工学専攻修士課程は、第 6 条（構成）の規定にかかわらず、平成 15 年 3 月 31 日に当該専攻課程に在学する者が当該専攻課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 5 獣医学系研究科畜産学専攻及び畜産土木工学専攻の専攻名称変更にもない、第 6 条（構成）、第 7 条（入学定員及び収容定員）、第 15 条（授業科目及び履修方法）に定める別表 2、第 28 条（教員の免許状の所要資格の取得）、第 54 条（学費）に定める別表 3 の 1、昭和 62 年 4 月 1 日施行の附則第 2 項の専攻名称を変更する。
- 6 第 7 条（入学定員及び収容定員）に掲げる理学研究科の収容定員の学年進行については、次のとおりとする。

研究科・学府	専攻	修士課程		博士後期課程		
		15年度	16年度	15年度	16年度	17年度
理 学 研 究 科	分子科学専攻	35名	28名	16名	11名	6名
	生物科学専攻	28名	22名	17名	13名	9名
	計	63名	50名	33名	24名	15名

附則

- 1 この学則は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 7 条（入学定員及び収容定員）に掲げる感染制御科学府の収容定員の学年進行については、次のとおりとする。

研究科・学府	専攻	修士課程		博士後期課程		
		16年度	17年度	16年度	17年度	18年度
感染制御科学府	感染制御科学専攻	24名	36名	4名	8名	12名

附則

- 1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 15 条（授業科目及び履修方法）に定める別表 2 については、薬学研究科修士課程・博士課程及び感染制御科学府感染制御科学専攻修士課程にあつては平成 17 年度入学者から、理学研究科修士課程にあつては平成 17 年度入学者及び在学者から適用する。また、医療系研究科医科学専攻修士課程・医学専攻博士課程にあつては平成 17 年度入学者から適用し、在学者にも一部適用する。
- 3 第 41 条（入学手続き及び入学の許可）については平成 17 年度入学者から、第 54 条（学費）第 1 項及び同項に定める別表 3 の 1、第 56 条（休学期間中の学費）については平成 17 年度入学者及び在学者から適用す

る。

附則

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 15 条（授業科目及び履修方法）に定める別表 2 については、薬学研究科、海洋生命科学研究科博士後期課程、理学研究科修士課程及び医療系研究科医学専攻博士課程にあつては平成 18 年度入学者から、看護学研究科修士課程及び医療系研究科医科学専攻修士課程にあつては平成 18 年度入学者及び在学者から適用する。

附則

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年 4 月 1 日をもって基礎生命科学研究科の研究科名称を理学研究科に変更する。この研究科名称の変更は平成 19 年度同研究科の入学者及び在学者から適用する。
- 3 基礎生命科学研究科の研究科名称の変更に伴い、第 6 条（構成）、第 7 条（入学定員及び収容定員）、第 15 条（授業科目及び履修方法）に定める別表 2、第 28 条（教員の免許状の所要資格の取得）、第 33 条（学位の授与）、第 54 条（学費）に定める別表 3 の 1、第 58 条（科目等履修生）に定める別表 3 の 2、平成 10 年 4 月 1 日施行の附則第 2 項、平成 13 年 4 月 1 日施行の附則第 4 項、平成 15 年 4 月 1 日施行の附則第 6 項、平成 17 年 4 月 1 日施行の附則第 2 項、平成 18 年 4 月 1 日施行の附則第 3 項の基礎生命科学研究科の研究科名称を変更する。
- 4 第 15 条（授業科目及び履修方法）に定める別表 2 については、理学研究科、医療系研究科及び感染制御科学府にあつては平成 19 年度入学者及び在学者から適用する。
- 5 第 54 条（学費）に定める別表 3 の 1 の薬学研究科（修士課程・博士後期課程）臨床統計学履修コースの学費については、平成 19 年度入学者から適用する。

附則

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 15 条（授業科目及び履修方法）に定める別表 2 については、医療系研究科にあつては平成 20 年度入学者及び在学者から適用する。
- 3 第 54 条（学費）に定める別表 3 の 1 の看護学研究科（修士課程・博士後期課程）の学費については、平成 20 年度入学者から適用する。

附則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 15 条（授業科目及び履修方法）に定める別表 2 については、看護学研究科看護学専攻修士課程、感染制御科学府にあつては平成 21 年度入学者から、理学研究科、医療系研究科にあつては平成 21 年度入学者及び在学者から適用する。

附則

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 7 条（入学定員及び収容定員）に掲げる薬学研究科薬科学専攻の収容定員の学年進行については、次のとおりとする。

研究科・学府	専攻	修士課程	
		22年度	23年度
薬学研究科	薬科学専攻	15名	30名

- 3 第 15 条（授業科目及び履修方法）に定める別表 2 については、医療系研究科にあつては平成 22 年度入学者及び在学者から、海洋生命科学研究科にあつては平成 22 年度入学者から適用する。
- 4 第 53 条（入学検定料）に定める別表 3 の 1 の薬学研究科薬科学専攻修士課程入学検定料及び第 54 条（学費）に定める別表 3 の 1 の薬学研究科薬科学専攻修士課程入学金、授業料については、平成 22 年度入学者から適用する。
- 5 平成 22 年度より薬学研究科薬学専攻修士課程の学生募集を停止する。

附則

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 23 年 4 月 1 日をもって獣医畜産学研究科の名称を獣医学系研究科に、生物生産環境学専攻の名称を生物環境科学専攻にそれぞれ変更し、平成 23 年度入学者から適用する。

ただし、獣医畜産学研究科は、第 6 条（構成）の規定にかかわらず、平成 23 年 3 月 31 日に当該研究科専攻課程に在学する者が当該研究科専攻課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 獣医畜産学研究科及び生物生産環境学専攻の名称変更にともない、第 4 条（課程）、第 5 条（標準修業年限及び在学年限）、第 6 条（構成）、第 7 条（入学定員及び収容定員）、第 15 条（授業科目及び履修方法）に定める別表 2、第 28 条（教員の免許状の所要資格の取得）、第 30 条（博士課程の修了要件）、第 33 条（学位の授与）、第 38 条（入学資格）、第 53 条（入学検定料）及び第 54 条（学費）に定める別表 3 の 1、昭和 62 年 4 月 1 日施行の附則第 2 項、平成 2 年 4 月 1 日施行の附則第 2 項、平成 13 年 4 月 1 日施行の附則第 4 項、平成 15 年 4 月 1 日施行の附則第 4 項及び第 5 項の研究科及び専攻名称を変更する。

4 第 15 条（授業科目及び履修方法）に定める別表 2 については、薬学研究科修士課程、医療系研究科にあつては平成 23 年度入学者及び在学者から、獣医学系研究科、理学研究科修士課程にあつては、平成 23 年度入学者から適用する。

附則

1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 24 年度より薬学研究科薬科学専攻博士後期課程に薬科学履修コース、臨床統計学履修コース、医薬開発学履修コースを、薬学専攻博士課程に薬学履修コース、医療薬学履修コースを置く。

3 第 15 条（授業科目及び履修方法）に定める別表 2 については、薬学研究科薬学専攻博士課程及び薬科学専攻博士後期課程、海洋生命科学研究科、看護学研究科修士課程、医療系研究科修士課程にあつては、平成 24 年度入学者から適用する。

4 文部科学大臣に届け出た日をもって薬学研究科薬学専攻修士課程を廃止する。

5 薬学研究科薬学専攻修士課程の廃止にともない、第 15 条（授業科目及び履修方法）に定める別表 2、第 53 条（入学検定料）及び第 54 条（学費）に定める別表 3 の 1、平成 11 年 4 月 1 日施行の附則第 2 項・第 3 項、平成 18 年 4 月 1 日施行の附則第 2 項、平成 19 年 4 月 1 日施行の附則第 4 項から薬学研究科薬学専攻修士課程関係条項を削除する。

6 平成 24 年 4 月 1 日をもって水産学研究科の名称を海洋生命科学研究科に、水圏生物科学専攻の名称を海洋生命科学専攻にそれぞれ変更し、平成 24 年度入学者から適用する。

ただし、水産学研究科は、第 6 条（構成）の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日に当該研究科専攻課程に在学する者が当該研究科専攻課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

7 水産学研究科及び水圏生物科学専攻の名称変更にともない、第 6 条（構成）、第 7 条（入学定員及び収容定員）、第 15 条（授業科目及び履修方法）に定める別表 2、第 28 条（教員の免許状の所要資格の取得）、第 33 条（学位の授与）、第 53 条（入学検定料）及び第 54 条（学費）に定める別表 3 の 1、平成 12 年 4 月 1 日施行の附則第 2 項、平成 13 年 4 月 1 日施行の附則第 4 項、平成 14 年 4 月 1 日施行の附則第 4 項、平成 18 年 4 月 1 日施行の附則第 3 項、平成 22 年 4 月 1 日施行の附則第 3 項の研究科及び専攻名称を変更する。

8 第 7 条（入学定員及び収容定員）に掲げる海洋生命科学研究科の収容定員の学年進行については、次のとおりとする。

研究科・学府	専攻	修士課程		博士後期課程		
		24年度	25年度	24年度	25年度	26年度
海洋生命科学研究科	海洋生命科学専攻	12名	24名	3名	6名	9名

附則

1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 15 条（授業科目及び履修方法）に定める別表 2 については、薬学研究科修士課程、海洋生命科学研究科、看護学研究科、医療系研究科、感染制御科学府修士課程にあつては、平成 25 年度入学者から適用する。

附則

1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 15 条（授業科目及び履修方法）に定める別表 2 については、医療系研究科にあつては平成 26 年度入学者及び在学者から、看護学研究科修士課程にあつては平成 26 年度入学者から適用する。

附則

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 15 条（授業科目及び履修方法）に定める別表 2 については、薬学研究科博士課程、医療系研究科、感染制御科学府にあっては平成 27 年度入学者及び在学者から、看護学研究科修士課程、理学研究科にあっては平成 27 年度入学者から適用する。

附則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 15 条（授業科目及び履修方法）に定める別表 2 については、医療系研究科にあっては平成 28 年度入学者及び在学者から、獣医学系研究科修士課程、海洋生命科学研究科、看護学研究科博士後期課程、感染制御科学府にあっては平成 28 年度入学者から適用する。

附則

この学則は、平成 28 年 5 月 20 日から施行する。

附則

この学則は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

附則（北学総第 28-11367 号）

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 15 条（授業科目及び履修方法）に定める別表 2 については、獣医学系研究科修士課程、医療系研究科、感染制御科学府にあっては平成 29 年度入学者及び在学者から、看護学研究科修士課程にあっては平成 29 年度入学者から適用する。
- 3 第 54 条（学費）に定める別表 3 の 1 の看護学研究科修士課程の学費については、平成 29 年度入学者から適用する。

附則（北学総第 29-2870 号）

- 1 この学則は、平成 29 年 6 月 16 日から施行する。
- 2 文部科学大臣に届け出た日をもって薬学研究科薬学専攻博士後期課程を廃止する。
- 3 薬学研究科薬学専攻博士後期課程の廃止にともない、平成 18 年 4 月 1 日施行の附則第 2 項、平成 20 年 4 月 1 日施行の附則第 2 項・第 3 項、平成 22 年 4 月 1 日施行の附則第 3 項から薬学研究科薬学専攻博士後期課程関係条項を削除する。

附則（北学総第 29-8441 号、北学総第 29-12607 号）

- 1 この学則は、2018 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 7 条（入学定員及び収容定員）に掲げる薬学研究科薬科学専攻修士課程の収容定員の学年進行については、次のとおりとする。

研究科・学府	専攻	修士課程	
		2018年度	2019年度
薬学研究科	薬科学専攻	40名	50名

- 3 第 15 条（授業科目及び履修方法）に定める別表 2 については、薬学研究科薬学専攻博士課程、理学研究科及び医療系研究科医学専攻博士課程がん個別化医療専門医養成コース、医科学専攻修士課程臨床心理学コースにあっては 2018 年度入学者から、医療系研究科医学専攻博士課程（がん個別化医療専門医養成コースは除く）、医科学専攻修士課程（臨床心理学コースは除く）にあっては 2018 年度入学者及び在学者から適用する。

附則（北学総第 2018-13684 号）

- 1 この学則は、2019 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 15 条（授業科目及び履修方法）に定める別表 2 については、理学研究科及び医療系研究科にあっては 2019 年度入学者及び在学者から適用する。
- 3 第 53 条（入学検定料）及び第 54 条（学費）に定める別表 3 の 1 については、海洋生命科学研究科及び医療系研究科修士課程にあっては 2019 年度入学者から適用する。

附則（北学総第 2019-13334 号）

- 1 この学則は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 15 条（授業科目及び履修方法）に定める別表 2 については、理学研究科修士課程にあつては 2020 年度入学者から、医療系研究科にあつては 2020 年度入学者及び在学者から適用する。

3 第 54 条（学費）に定める別表 3 の 1 については、医療系研究科にあつては 2020 年度入学者から適用する。

附則（北学総第 2020-06214 号）

この学則は、2020 年 7 月 1 日から施行する。

附則（北学総第 2020-13397 号）

1 この学則は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 15 条（授業科目及び履修方法）に定める別表 2 については、獣医学系研究科修士課程及び理学研究科修士課程にあつては 2021 年度入学者から、医療系研究科及び感染制御科学府にあつては 2021 年度入学者及び在学者から適用する。

3 第 54 条（学費）に定める別表 3 の 1 については、海洋生命科学研究科にあつては 2021 年度入学者から適用する。

附則（北学総第 2021-10214 号、北学総第 2021-11472 号、北学総第 2021-14827 号）

1 この学則は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 15 条（授業科目及び履修方法）に定める別表 2 については、薬学研究科及び看護学研究科にあつては 2022 年度入学者から、理学研究科、医療系研究科及び感染制御科学府にあつては 2022 年度入学者及び在学者から適用する。

3 第 45 条（休学）、第 46 条（休学期間）及び第 56 条（休学期間中の在籍料）については、2022 年度入学者及び在学者から適用する。

4 第 54 条（学費）に定める別表 3 の 1 については、看護学研究科にあつては 2022 年度入学者から適用する。

附則（北学総第 2022-07394 号）

1 この学則は、2022 年 10 月 1 日から施行する。

2 第 29 条（修士課程の修了要件）及び第 30 条（博士課程の修了要件）については、2022 年度入学者及び在学者から適用する。

3 第 33 条（学位の授与）については、2022 年度入学者から適用する。

附則

1 この学則は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 7 条（入学定員及び収容定員）に掲げる海洋生命科学研究科海洋生命科学専攻修士課程の収容定員の学年進行については、次のとおりとする。

研究科・学府	専攻	修士課程	
		2023年度	2024年度
海洋生命科学研究科	海洋生命科学専攻	33名	42名

3 第 15 条（授業科目及び履修方法）に定める別表 2 については、理学研究科及び海洋生命科学研究科にあつては 2023 年度入学者から、医療系研究科にあつては 2023 年度入学者及び在学者から適用する。